

株式会社沖創建設等に対する再生支援の完了について

2013年9月25日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2011年4月28日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年7月15日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生が順調に進行しつつあったことから、2013年2月28日に機構が保有する再生支援対象事業者への債権の弁済を完了しており、また再生に一定の目途が立ったことから、本日までに専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
株式会社沖創建設及び株式会社建創

2. 買取決定にかかる債権の買取価格
機構は、会社分割後（実質債権放棄後）の再生支援対象事業者に対する元本466百万円の債権に関し、関係金融機関等から444百万円で買取等を行い、2013年2月28日までに全額の弁済を受けております。

（注）上記の債権買取等については、会社分割に伴い新会社に承継される債権の買取のほかに、これに代えて、機構が新会社に融資を行い、新会社が旧会社から承継した債務を当該資金で関係金融機関等に弁済する場合があります。

3. 機構が行った支援の概要
本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上